

さやま茶レンジクラブ規約

第1条 名称

本クラブは、さやま茶レンジクラブ（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条 目的

本クラブは、会員が生涯学習の一環として、スポーツおよび文化活動に触れることで、楽しさや喜びを感じ、多世代が交流しながら誰もがスポーツや文化活動に親しめるクラブを目指すとともに、会員が心身ともに健全な成長を図ることを目的とします。

第3条 運営

本クラブは、さやま茶レンジクラブ推進本部が運営する。

第4条 事務所

本クラブの事務所は、埼玉県狭山市入間川一丁目3番1号 狭山市市民交流センター2階 生涯学習情報コーナーに置く。

第5条 会員

1. 本クラブは会員登録制とし、会員は本規約および本クラブが別途定める諸規則を遵守するものとする。
2. 本クラブに入会を希望する者は、本規約および細則に同意のうえ、所定の登録手続きを行うものとする。
3. 会員は、年度登録料および月会費を、本クラブが定める方法により納入するものとする。
4. 本クラブへの入会、休会、退会および参加クラブの変更等の手続きは、学校における部活動の入部、退部または転部の手続きとはそれぞれ独立したものであり、相互に連動するものではない。

第6条 入会資格

本クラブに入会できる者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承認した者とする。

第7条 会員登録

1. 会員は、所定の会員登録を行い、別途定める年度登録料を支払うものとする。
2. 会員が未成年の場合、保護者が保護者情報を登録し、当該未成年会員と連帯して本規約上の責任を負うものとする。
3. 登録内容に変更が生じた場合、会員は速やかに情報を更新するものとする。

第8条 会員資格の有効期間

1. 会員資格は、退会登録が行われるまで有効とする。
2. 会員資格は、第三者に譲渡することはできない。

第9条 年度登録料・月会費

1. 会員は、別途定める年度登録料および月会費を支払うものとする。
2. 年度登録料は、本クラブへの入会時に支払うものとする。
3. 月会費は、本クラブの利用の有無にかかわらず、毎月支払うものとする。なお、休会時の月会費については、細則に定める。
4. 年度登録料は、会員資格を継続するため、毎年度、別途定める時期に支払うものとする。
5. 既に支払われた年度登録料および月会費は、理由の如何を問わず返還しない。
6. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本クラブの判断により、既に支払われた費用の全部または一部を返金または充当することがある。
 - (1) 決済処理上の不具合等により、誤決済または重複決済が生じた場合
 - (2) 法令、行政指導またはこれに準ずる外部要請に基づき、返金対応が相当と認められる場合
 - (3) その他、運営上の合理的理由により、本クラブが特に必要と認めた場合

第10条 会費の支払

1. 会員は、本クラブが定める方法により、会費を前納するものとする。なお、支払い方法については細則に定める。

地域クラブ参加補助金

- (1) 補助金の申請・請求・受領の手続きの一切を運営団体に委任するものとする。
- (2) 審査のため、市と団体間で就学援助認定世帯の該当の有無に関する情報が共有されることに同意するものとする。

(3) 要件非該当時は、会費等が遡って請求されることに同意するものとする。

第11条 役員等

本クラブに、次の役員等を置く。

1. 本部長 1名
2. 統括コーディネーター 1名
3. 会計 他事務局員
4. 監事 1名
5. 必要に応じて運営委員を置くことができる

第12条 役員等の職務

1. 本部長は、本クラブを代表し、会務を総括する。
2. 統括コーディネーターは、活動計画を策定すると共に活動を統括する。また本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計は、会費その他の収入及び支出を適正に管理する。
4. 監事は、会計及び運営状況を監査する。
5. 事務局は、会議運営、名簿管理、連絡調整その他の事務を行う。

第13条 役員等の選任及び任期

1. 役員等は、総会又は運営会議において選任する。
2. 任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 会議

1. 本クラブに、総会及び運営会議を置く。
2. 総会は、毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の制定及び改正
 - (2) 役員等の選任
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 事業計画及び予算
 - (5) その他重要事項
3. 運営会議は、必要に応じて開催し、日常の運営に関する事項を協議する。
4. 会議の議事は、出席者の過半数で決する。

第15条 会計

1. 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 会計は、適正かつ明確に処理し、総会において収支報告を行う。
3. 監事は、必要に応じて会計監査を行う。

第16条 個人情報の取扱い

1. 本クラブは、会員及び保護者の個人情報を、運営、安全管理、緊急連絡、保険手続等の目的の範囲内で適正に取り扱う。
2. 個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人又は保護者の同意なく第三者に提供しない。
3. 写真、動画その他広報に関する取扱いについては、別に同意確認を行うものとする。

第17条 参加禁止および退場

本クラブは、会員が次のいずれかに該当する場合、クラブ活動への参加を禁止し、または退場を命じることがある。

1. 本規約または諸規則に違反した場合
2. 医師等により運動または集団活動を禁じられている場合
3. 感染症その他、他人に感染するおそれのある疾患を有する場合
4. その他、本クラブが不適当と判断した場合

第18条 事故・盗難等の責任

1. 本クラブの活動中に生じた事故について、本クラブは故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。
2. 盗難、紛失等についても、さやま茶レンジクラブは故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。
3. 会員が本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、会員はその責任を負うものとする。

第19条 参加クラブ変更

会員は、所定の手続きにより、参加クラブの変更を行うことができる。

第20条 休会

会員は、自己都合により本クラブを休会することができる。

休会の手続きおよび条件については、細則に定める。

第21条 退会

1. 会員は、所定の方法により退会することができる。
2. 未納の費用がある場合は、退会日までに完納するものとする。
3. 退会の手続きおよび条件については、細則に定める。

第22条 除名

本クラブは、会員が次のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができる。

1. 会費等の支払いを3か月以上滞納し、是正されない場合
2. 本規約または本クラブの定める諸規則に違反した場合
3. 施設または備品を故意に破損した場合
4. 本クラブの名誉、信用または秩序を著しく害した場合
5. 違法行為または虚偽申告があった場合
6. その他、本クラブが会員として不適当と判断した場合

第23条 休講

1. 本クラブは、別途定める安全管理マニュアル等に基づき、活動の実施可否を判断する。災害、荒天、会場の利用制限、指導者の急病等の諸事情により、活動を休講とすることがある。

2. 休講となった場合は、原則として別日または年度内の別月にて活動機会を調整するものとする。ただし、運営上の制約により振替ができない場合がある。

第24条 活動中の活動内容の変更・中止

天災地変、行政指導その他やむを得ない事情により、活動内容の変更または中止となることがある。この場合、会員は本クラブに対し、名目の如何を問わず損害賠償を請求することはできないものとする。

第25条 諸料金の変更

本クラブは、経済情勢その他の事情を考慮し、年度登録料および月会費を変更することができる。変更を行う場合は、原則として変更の1か月前までに会員と保護者に対し、変更内容及び理由について文書等で案内する。

第26条 細則

本クラブの運営に必要な事項は、別途細則に定める。

第27条 規約の改定

1. 本クラブは、運営上必要と認めた場合、本規約および細則を改定することができる。
2. 改定にあたっては、改定内容及び効力発生日を定め、事前に会員に通知するものとする。ただし、文言整理、誤記修正、条番号整理等の軽微な変更についてはこの限りではない。
3. 改定後の規約および細則は、定められた効力発生日より、すべての会員に適用される。

第28条 発効

本規約は、次の日より発効する。

制定 令和8年5月1日

さやま茶レンジクラブ 会費細則

第1条 目的

この細則は、さやま茶レンジクラブ規約第9条及び26条の規定に基づき、会費その他会員が負担する費用に関し必要な事項を定める。

第2条 費用の種類

会員が負担する費用は、次のとおりとする。

1. 年度登録料
2. 月会費
3. 用具費、教材費その他活動に必要な実費
4. 大会、発表会、交流会、合宿、遠征等への参加に係る実費
5. その他、運営上必要と認められる費用

第3条 年度登録料

1. 年度登録料は、保険料と連絡アプリ使用料の実費とし、1人当たり1,600円とする。
2. 年度登録料は、入会時に納入する。
3. 納入済みの年度登録料は、原則として返還しない。

第4条 月会費

1. 月会費は、1人当たり月額2,000円とする。
2. 会費は、指導者報酬、備品費、消耗品費、その他必要経費に充てる。
3. 会費の納入は電子決済アプリを使用して行う。
4. 納入期限は毎月25日とし、翌月分の会費を納入する。

第5条 保険料

1. 会員は、活動中の事故等に備え、スポーツ安全保険その他必要な保険に加入する。
2. 保険料は、第3条に規定する年度登録料として徴収する。
3. 保険未加入者は、原則として通常活動に参加できない。

第6条 実費負担

1. 会員は、活動に必要な用具費、教材費、ユニフォーム代、楽器・材料費、大会参加費、発表会参加費、交通費その他実費負担する場合がある。
2. 実費を徴収する場合は、その内容、金額、徴収時期及び使途を事前に会員又は保護者へ明示する。
3. 高額な費用負担が見込まれる場合、クラブから保護者に対し事前に説明の機会を設けるよう努める。

第7条 欠席、休会及び退会時の会費の取扱い

1. 会員が自己都合により欠席した場合、原則として会費は返還しない。
2. 病気、けが、転居その他やむを得ない事情により1か月以上活動を休止する場合は、休会を申し出ることができる。
3. 休会中の会費は、在籍管理その他運営に必要な費用として、月額500円を負担するものとする。なお、月の途中で休会し、又は復会した場合の取扱いは、月会費1か月分を納入するものとする。
4. 退会する場合は、退会希望月の前月10日までに届け出る。
5. 既に納入した会費等は、原則として返還しない。ただし、クラブの都合により長期間活動を実施できなかった場合その他特別の事情がある場合は、運営会議において協議する。

第8条 再入会時の会費の取扱い

退会后、再入会する場合、以下のとおり年度登録料を納入するものとする。

1. 同一年度内に再入会となる場合

保険料 (800円) + アプリ使用料 (再入会月含む年度内の月数×100円)

2. 退会時と再入会時の年度が異なる場合

第3条1項に定める年度登録料 (1,600円)

第9条 クラブ都合による中止時の会費の取扱い

本クラブでは、別途定める安全管理マニュアルに則り、活動の可否を決定する。マニュアルによる中止事由などが発生した場合の対応は以下のとおりとする。

1. 1か月以上にわたり活動の全部が実施できなかったときは、返金など必要な措置を検討する。
2. 本クラブの運営上の都合により継続的に活動が実施できなかった場合は、会員及び保護者に説明を行うものとする。

第10条 滞納時の取扱い

1. 会費等を滞納した場合は、本クラブは会員又は保護者に対し納入を求める。
2. 正当な理由なく会費等の滞納が継続した場合は、運営会議において協議の上、活動参加の制限その他必要な対応を行う。
3. 前項の対応を行う場合は、会員の不利益が過度なものとならないよう、事情の把握に努めるものとする。

第11条 会費の見直し

1. 会費その他の費用を改定する場合は、運営会議で協議し、必要に応じて委託元の承認を得るものとする。
2. 会費改定を行う場合は、会員及び保護者に対し、改定額、改定理由及び適用開始時期を事前に周知するものとする。

第12条 会計の透明性

1. 会費その他の収入及び支出は、会計担当者が適正に管理する。
2. 会計の状況は、年度ごとに総会等で報告する。
3. 必要に応じて領収書、会計簿その他関係書類を整理保管する。

附則

この細則は、令和8年6月1日から施行する。

さやま茶レンジクラブ 入会・休会・退会細則

第1条 目的

この細則は、さやま茶レンジクラブ規約第7条、第20条、第21条および第26条の規定に基づき、本クラブの入会、休会および退会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 基本原則

1. 本クラブへの入会、休会および退会は、地域クラブ活動の趣旨を踏まえ、会員および保護者の意思を尊重して取り扱うものとする。
2. 未成年者に係る手続きは、保護者が申し込みを行うか、保護者の署名または同意確認を要するものとする。

第3条 入会資格

1. 本クラブに入会できる者は、本クラブの目的および活動方針に賛同する者とする。
2. 本クラブの主たる対象は、中学生年代の生徒とする。
3. 前項にかかわらず、活動の実情に応じて、小学生、高校生または地域住民の入会を認めることができる。

第4条 募集および案内

1. 入会募集は、募集案内、説明会、配布文書、連絡アプリその他適切な方法により行う。
2. 募集に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明示するものとする。
 - (1) 活動目的および活動内容
 - (2) 活動日、活動時間および活動場所
 - (3) 会費その他必要な費用
 - (4) 保険加入の取扱い
 - (5) 指導体制および安全管理体制
 - (6) 入会手続きの方法および期限
 - (7) その他必要な事項

第5条 入会申込み

1. 入会を希望する者は、所定の入会手続きを行うものとする。
2. 本クラブは、入会申込みに当たり、入会希望者に対し次に掲げる事項の提出または確認を求めることができる。
 - (1) 氏名、生年月日、住所および連絡先
 - (2) 保護者氏名および緊急連絡先
 - (3) 学校名および学年
 - (4) 健康状態、アレルギー、既往歴その他安全管理上必要な事項
 - (5) SNS等利用に関する誓約書
 - (6) 写真掲載等に関する同意の有無
 - (7) 保険加入に関する情報
 - (8) その他運営上必要な事項

第6条 入会を認めない場合

入会希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本クラブは入会を認めないことができる。

- (1) 本クラブの活動目的または運営に著しく適合しないと認められるとき
- (2) 活動場所、指導体制または安全管理体制の都合により受入れが困難なとき
- (3) 提出書類に重大な虚偽があるとき
- (4) 保険加入その他安全確保上必要な条件を満たさないとき
- (5) その他、運営上やむを得ない事情があるとき

第7条 入会後の説明

1. 本クラブは、入会后、会員および保護者に対し、規約、各種細則、活動予定、会費、安全管理、欠席連絡方法その他必要事項を周知するものとする。
2. 本クラブは必要に応じ、保護者説明会の開催、書面の配布または電子的手段等により前項の事項について説明を行うものとする。

第8条 再入会

1. 本クラブを退会した者が再入会を希望する場合は、本細則第6条の規定を準用するものとする。
2. 再入会時における年会費の取り扱いについては、別に定める会費細則に基づき納付するものとする。

第9条 クラブ変更

1. クラブ変更とは、退会することなく、参加していたクラブから別のクラブへの変更をいう。(例、野球クラブからバスケットボールクラブへの変更など)
2. クラブ変更を希望する会員は、クラブ変更を希望する前月 15 日までに推進本部に届け出を行い、承認を求めるものとする。

第10条 休会の定義

休会とは、退会することなく、一定期間、各参加クラブの通常活動への参加を休止することをいう。

第11条 休会事由

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、休会を申し出ることができる。

- (1) 病気またはけが
- (2) 家庭の事情
- (3) 学業、受験その他進路上の事情
- (4) 転居、長期不在その他生活上の事情
- (5) その他、本部長が相当と認める事情

第12条 休会期間

1. 休会期間は、原則として 1 か月単位 とする。
2. 1 回の休会期間は、原則として 3 か月を上限とする。
3. 休会期間の延長を希望する場合は、期間満了前に改めて届出を行うものとする。

第13条 休会手続き

1. 休会を希望する会員は、所定の休会の手続きを行うものとする。
2. 休会手続きの際には、原則として次に掲げる事項を届け出るものとする。
 - (1) 会員氏名
 - (2) 休会開始希望月
 - (3) 復帰予定月
 - (4) 休会理由
 - (5) 緊急連絡先
3. 休会手続きの期限は、原則として休会開始希望月の前月 10 日とする。ただし、急な病気、けがその他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第14条 休会の承認

1. 本部長は、休会届の内容を確認し、必要に応じて統括コーディネーターまたは運営会議と協議の上、休会を承認する。
2. 承認結果は、会員および保護者に通知するものとする。

第15条 休会中の取扱い

1. 休会中は、通常活動への参加はできないものとする。
2. 休会中に大会、発表会、交流会その他特別な活動への参加を希望する場合は、個別に協議するものとする。
3. 休会中の会費等の取扱いは、会費細則の定めによる。

第16条 復会

1. 休会中の会員が活動を再開しようとするときは、所定の復会の手続きを行うものとする。
2. 本部長は、必要に応じて健康状態、参加可能な活動内容、安全面その他を確認した上で、復会を承認する。
3. けがまたは病気による休会者が復会する場合は、必要に応じて医師の意見、保護者の申出その他安全確認に必要な資料の提出を求めることができる。

第17条 退会の区分

1. 退会は、次の各号のいずれかによる。
 - (1) 会員または保護者からの申出による任意退会
 - (2) 休会期間満了後も復会手続きが行われない場合の取扱いによる退会
 - (3) 規約に基づく退会措置

第18条 任意退会

1. 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
2. 退会手続きの期限は、原則として 退会希望月の前月10日 とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第19条 退会時の費用の取扱い

1. 退会時の会費その他納入済み費用の取扱いは、会費細則の定めによる。
2. 主催者等への支払が既に確定している大会参加費、保険料、用具費その他実費については、原則返還は行わない。
3. 退会に際し未納の会費等がある場合は、精算を行うものとする。

第20条 貸与物品等の返却

退会する会員は、クラブから貸与された物品、資料、名札その他返却を要する物を、退会手続き完了後2週間以内に返却しなければならない。

第21条 みなし退会

1. 休会期間が満了しても復会届または休会延長の申出がなく、かつ連絡が取れない状態が休会期間満了後2週間以上継続する場合は、本クラブは会員または保護者に確認を行うものとする。
2. 前項の確認を行ってもなお意思確認ができない場合は、運営会議の協議により退会として取り扱うことができる。

第22条 規約に基づく退会措置

1. 会員が規約に重大に違反し、または本クラブの運営に著しい支障を及ぼした場合は、規約の定めに基づき、運営会議の決定により退会を求めることができる。
2. 前項の措置を行う場合は、会員および保護者に対し、事情確認の機会を設けるよう努めるものとする。

第23条 登録事項の変更

1. 会員または保護者は、住所、連絡先、緊急連絡先、健康状態その他届出事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。
2. 前項の届出がないことにより生じた不利益について、本クラブはその責を負わない。

第24条 個人情報の取扱い

入会、休会、復会および退会の各手続きにより取得した個人情報は、規約の定めに従い、適正に取り扱うものとする。

第25条 その他

この細則に定めるもののほか、入会、休会、復会および退会に関し必要な事項は、運営会議において定める。

附則

この細則は、令和8年6月1日から施行する。

さやま茶レンジクラブ 活動細則

第1条 目的

この細則は、さやま茶レンジクラブ規約第26条の規定に基づき、本クラブの活動日、活動時間、活動場所、安全管理その他活動運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 基本原則

1. 本クラブの活動は、会員の自主的かつ自発的な参加を前提として行う。
2. 本クラブは、会員の学業、家庭生活、健康および休養との両立を図り、過度な負担とならない範囲で活動を行う。
3. 本クラブは、安全確保を最優先として活動を行う。
4. 本クラブは、地域クラブ活動として、学校部活動とは独立した運営を行う。

第3条 活動日

1. 1週間における活動日は、原則として土曜日、日曜日または祝日のいずれか1日とする。
2. 詳細な日程は、月間予定表、年間計画表または連絡アプリ等により別途周知するものとする。
3. 大会、発表会、交流会、地域行事その他特別な活動を実施する場合は、通常の活動日以外に活動を行うことがある。

第4条 活動時間

1. 活動時間は、会員の発達段階、季節、活動内容、施設利用条件等を踏まえて設定する。
2. 長時間にわたる連続活動は避け、適宜、休憩および水分補給の時間を設ける。
3. 活動時間の変更がある場合は、あらかじめ連絡アプリケーション等により会員および保護者へ周知する。

第5条 休養日

1. 本クラブは、会員の心身の健康保持のため、適切に休養日を設定する。
2. 週当たり少なくとも1日は休養日を設けることを基本とする。

第6条 活動場所

1. 各参加クラブの主な活動場所は、学校施設及び公共施設とする。
2. 活動場所の利用に当たっては、各施設の使用ルールを遵守する。
3. 活動場所の変更がある場合は、あらかじめ連絡アプリ等により、会員および保護者へ周知するものとする。

第7条 欠席、遅刻および早退

1. 会員が欠席、遅刻または早退をする場合は、原則として、事前に会員または保護者が、指定の連絡アプリを用いて指導者へ連絡する。
2. 連絡アプリが使用できない場合においても、所定の方法により必ずクラブに連絡しなければならない。
3. 無断欠席の場合、安全確認のためクラブから保護者に対し必要な連絡を行うものとする。

第8条 服装および持ち物

1. 会員は、活動内容に適した服装および履物で参加しなければならない。
2. 会員は、必要な用具、飲料、タオルその他クラブが指定する物品を持参する。
3. 危険物、不必要な飲食物や貴重品その他活動の妨げとなる物品は持ち込んで서는ならない。
4. スマートフォン等の通信機器は安全管理上、保護者等との連絡目的の使用に限り活動場所に持ち込むことを妨げないが、活動中、活動前後に目的外の使用は禁止する。

第9条 安全管理

1. 活動開始前、本クラブの運営関係者または指導者は施設、設備、用具および会員の健康状態を確認し、安全管理マニュアルに基づき、健康状態などに異常があると認められた場合は活動参加を許可しないことがある。
2. 猛暑、荒天、雷、降雪、災害、感染症の流行その他安全確保が困難な場合は、活動を中止し、または内容を変更する。
3. 活動中は、適宜水分補給および休憩時間を確保し、暑さ指数等に配慮するなど、必要な安全対策を講じるものとする。
4. 会員に傷病その他異常が認められた場合は、直ちに活動を中断させ、必要に応じて保護者へ連絡する。

第10条 事故発生時の対応

1. 活動中に事故、けがまたは体調不良が発生した場合は、指導者または本クラブの運営関係者が応急処置を行う。
2. 前項の措置に加え、必要に応じて救急要請、医療機関への搬送、保護者への連絡その他必要な措置を講ずる。
3. 重大な事故が発生した場合は、本クラブ内で情報共有を行い、再発防止に努める。
4. 事故の状況に応じ、関係機関への報告その他の必要な対応を行う。

第11条 活動に伴う移動

1. 各参加クラブへの移動方法は、原則として学校の登下校のルールに則る。
2. 保護者等が会員の送迎を行う場合は、保護者の責任において行うものとする。
3. 自転車で移動する場合は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守り、安全に十分注意する。
4. 夜間活動後の帰宅については、参加者と保護者が連携し、安全確保に努める。

第12条 写真、動画およびSNS等の取扱い

1. 活動中の写真または動画撮影は原則禁止とする。
2. 本部長が必要として認めた場合でかつ、活動中に撮影した写真または動画を広報、記録または活動紹介に使用する場合は、あらかじめ会員本人または保護者の同意を得る。
3. 会員、保護者、指導者その他関係者によるSNS等への他の会員の誹謗中傷、無断掲載その他不適切な書き込み行為は禁止する。
4. SNS等への不適切な投稿が発見された場合、行為を行った会員は退会処置とする。またこれにより被害者から損害賠償の請求があった場合は行為を行った会員または保護者などはこれにあたる。

第13条 活動の中止等

1. 天候、災害、感染症、施設の利用停止、学校行事その他やむを得ない事情がある場合は、活動を中止し、延期し、または内容を変更することができる。
2. 活動の中止等を決定した場合は、速やかに会員および保護者へ連絡する。

第14条 学校部活動との調整

1. 本クラブの活動日および活動内容については、円滑な運営を図るため、学校部活動の顧問と十分に連携および調整を行うものとする。
2. 大会およびコンクールへの出場については、原則として部活動単位で行うものとする。
3. 大会およびコンクールの2週間前については、休日においても部活動の実施が可能な期間となるため、本クラブの活動を休講とする場合がある。なお、部活動単位で休日の活動が可能となる対象の大会およびコンクールは、教育委員会が別に定めるものとする。

第15条 その他

この細則に定めるもののほか、活動の実施に関し必要な事項は、運営会議において定める。

附則

この細則は、令和8年6月1日から施行する。

さやま茶レンジクラブ参加費減免規程

第1条 目的

この規程は、さやま茶レンジクラブ規約第10条及び第26条の規定に基づき、さやま茶レンジクラブが実施する地域クラブ活動において、経済的理由により参加費の負担が困難な世帯に対し、月会費の一部を減免することにより、児童生徒がスポーツ及び文化活動に継続して参加できる機会を確保することを目的とする。

第2条 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

1. 本クラブは、さやま茶レンジクラブ（以下「本クラブ」という）と称する。
2. 保護者とは、本クラブに参加する児童生徒の親権者、未成年後見人その他当該児童生徒を現に監護する者をいう。
3. 就学援助受給世帯とは、狭山市就学援助費支給事務取扱要領に基づき、就学援助の認定を受けている世帯をいう。

第3条 減免の対象者

月会費の減免を受けることができる者は、狭山市内に住所を有し、本クラブに会員登録をしている児童生徒の保護者であって、次のいずれかに該当するものとする。

1. 就学援助受給世帯に属する者
2. 前2条に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める者

第4条 減免の基準

1. 減免する額は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額とする。
 - (1) 就学援助受給世帯 月会費の2分の1 児童生徒1人につき月額1,000円
 - (2) 本部長が特に必要と認める者 就学援助世帯に準じる
2. 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
3. 減免の対象となる月会費が前項の上限額を超える場合は、当該上限額を減免額とする。

第5条 申請手続き

1. 月会費の減免を受けようとする保護者は、さやま茶レンジクラブの指定するアプリにて申請を行う。
2. 本クラブは、前項の申請に係る要件確認のため、申請者の同意に基づき、狭山市の関係課に対し、就学援助受給世帯への該当の有無について照会することができる。
3. 前項の照会に当たっては、確認に必要な範囲を超えて個人情報を取得してはならない。
4. 就学援助認定通知書の写しその他本部長が必要と認める書類を提出した場合は、第2項の照会を省略することができる。
5. 減免の申請は、原則として年度ごとに行うものとする。

第6条 決定及び通知

1. 本部長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否、減免額及び減免期間を決定するものとする。
2. 本部長は、前項の規定により決定したときは、さやま茶レンジクラブ参加費減免決定通知書又は参加費減免却下通知書をメール等により、申請者に通知するものとする。
3. 減免の適用期間は、原則として、申請があった日の属する月の翌月から当該年度の末日までとする。
ただし、本部長が必要と認める場合は、申請があった日の属する月から適用することができる。
4. 既に納入された月会費については、原則として返還しない。
ただし、本部長が必要と認める場合は、翌月以降の月会費に充当し、又は返還することができる。

第7条 減免後の月会費の納入

1. 減免の決定を受けた保護者は、減免後の月会費を、本クラブが指定する方法により納入するものとする。
2. 減免相当額は、本クラブの会計において適正に処理するものとする。

第8条 変更などの届出

1. 減免の決定を受けた保護者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに本部長に届け出なければならない。
 - (1) 第3条に規定する減免の要件に該当しなくなったとき
 - (2) その他減免の決定に影響を及ぼす事情が生じたとき

2. 前項第に該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から減免を終了し、又は変更するものとする。

第9条 決定の取消し及び返還

1. 本部長は、減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により減免を受けたとき
- (2) 減免の要件に該当しないことが判明したとき
- (3) 前条の届出を怠ったとき
- (4) その他本部長が減免を継続することが適当でないと認めるとき

2. 本部長は、前項の規定により減免の決定を取り消した場合において、既に減免した額があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

第10条 個人情報の取扱い

1. 本クラブは、この規程に基づき取得した個人情報を、月会費の減免に係る審査、決定、通知、会計処理及び関係機関への照会以外の目的に利用してはならない。

2. 本クラブは、申請者の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、前項の個人情報を第三者に提供してはならない。

3. 本クラブは、生活保護又は就学援助に関する情報について、特に慎重に取り扱い、必要最小限の者のみが取り扱うものとする。

4. 本クラブは、減免に関する書類を適切に管理し、保存期間経過後は速やかに廃棄するものとする。

第11条 その他

この規程に定めるもののほか、参加費の減免に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第12条 施行期間

この規程は、令和8年8月1日から施行する。